

兵庫県公報

令和3年8月24日 火曜日 第236号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 県営土地改良事業の緊急耐震工事計画の決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	2
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（水大気課）	2
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	2
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	4
○ 道路の区域の変更（同）	5
○ 土地区画整理組合の定款の変更認可（市街地整備課）	5
○ 総合治水条例に基づく指定貯水施設の指定（北播磨県民局）	5
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	10
○ 同 上（同）	10
○ 同 上（同）	10
○ 同 上（同）	11
○ 同 上（同）	11
○ 同 上（同）	11
○ 同 上（同）	12
○ 同 上（同）	12
公 告	
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（東播磨県民局）	12
○ 同 上（同）	13
○ 同 上（北播磨県民局）	13
○ 同 上（同）	13
○ 沼島東人工礁他リノベーション調査業務公募型プロポーザルの実施（県立農林水産技術総合センター）	14
公安委員会規則	
○ ストーカー行為等の規制等に関する法律に規定する兵庫県公安委員会の事務の兵庫県警察本部長等への委任に関する規則の一部を改正する規則	14
公安委員会告示	
○ 技能検定員審査の実施	15

○ 教習指導員審査の実施	16
正 誤	
○ 令和3年3月31日付け兵庫県公報第5号外中	17

公布された法令のあらまし

◎ストーカー行為等の規制等に関する法律に規定する兵庫県公安委員会の事務の兵庫県警察本部長等への委任に関する規則の一部を改正する規則（公安委員会規則第10号）

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部改正により禁止命令等及び禁止命令等の有効期間の延長の処分に関する書類の送達について定められることに伴い、兵庫県公安委員会の権限に属する事務のうち兵庫県警察本部長及び警察署長に委任する事務について所要の整備を行うこととした。

告 示

兵庫県告示第898号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、緊急耐震工事計画を令和3年8月11日に定めたので、緊急耐震工事計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和3年8月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	頓行司池地区	令和3年8月24日から 同 年9月13日まで	神戸市役所



兵庫県告示第899号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、形質変更時要届出区域の指定を次のとおり解除する。

令和3年8月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 指定を解除する区域
平成26年兵庫県告示第59号により指定した区域（加古郡播磨町新島16の一部）の一部
- 2 特定有害物質の名称
鉛及びその化合物
- 3 汚染の除去等の措置
基準不適合土壌の掘削による除去



兵庫県告示第900号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、淡路市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年8月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（空中写真測量及び写真地図作成）

- 2 作業期間
令和3年5月17日から同年12月24日まで
- 3 作業地域
淡路市全域



兵庫県告示第901号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省近畿地方整備局長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和3年8月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（三次元データ計測）
- 2 作業期間
令和2年12月15日から令和3年5月31日まで
- 3 作業地域
神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、相生市、赤穂市、養父市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍粟市、たつの市、上郡町、香美町及び新温泉町の各一部



兵庫県告示第902号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和3年8月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間
令和3年5月6日から同年6月30日まで
- 3 作業地域
尼崎市崇徳院三丁目及び富松町一丁目地内



兵庫県告示第903号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和3年8月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間
令和3年6月30日から同年7月26日まで
- 3 作業地域
尼崎市武庫町一丁目地内



兵庫県告示第904号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和3年8月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類

公共測量（地籍調査（官民境界等先行調査）による復元測量及び確定測量等）

2 作業期間

令和2年6月29日から令和3年3月31日まで

3 作業地域

西宮市甲子園口五丁目及び甲子園口六丁目地内



兵庫県告示第905号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和3年8月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 作業種類

公共測量（4級基準点の復旧測量（再設））

2 作業期間

令和3年5月17日から同年6月30日まで

3 作業地域

西宮市段上町五丁目地内



兵庫県告示第906号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和3年8月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 作業種類

公共測量（4級基準点の復旧測量（再設））

2 作業期間

令和3年5月17日から同年6月30日まで

3 作業地域

西宮市熊野町地内



兵庫県告示第907号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、豊岡市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和3年8月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 作業種類

公共測量（道路台帳図データ更新）

2 作業期間

令和2年12月22日から令和3年3月25日まで

3 作業地域

豊岡市全域



兵庫県告示第908号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和3年8月24日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、令和3年8月24日から2週間、北播磨県民局加東土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年8月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 下滝野市川線	加西市若井町字北1626番2から 同市若井町字六地藏1665番まで	旧	6.0から 14.0まで	282.0	
		新	10.0から 16.0まで	274.0	



兵庫県告示第909号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和3年8月24日から2週間、中播磨県民センター姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年8月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 山之内筋野姫路線	姫路市夢前町古瀬畑字道下158番1から 同市夢前町古瀬畑字前田321番3まで	旧	6.0から 11.0まで	539.0	
		新	6.0から 11.0まで 8.0から 17.0まで	539.0 539.0	予定地



兵庫県告示第910号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、赤穂市浜市土地区画整理組合の定款の変更を次のとおり認可した。

令和3年8月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 組合の名称及び事務所の所在地並びに設立認可の年月日
 組 合 の 名 称 赤穂市浜市土地区画整理組合
 事務所の所在地 赤穂市加里屋81番地（赤穂市役所内）
 設立認可の年月日 平成18年10月2日
- 2 変更認可の年月日
 令和3年8月24日



兵庫県告示第911号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和3年8月24日

北播磨県民局長 上田賢一

- 1 指定する貯水施設の所在地

加東市山口数曾寺156-1

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
山口地区	加東市山口187

3 指定する理由

加東市山口地域内加古川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第912号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和3年8月24日

北播磨県民局長 上 田 賢 一

1 指定する貯水施設の所在地

加東市上滝野八王子1570

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
上滝野地区農会	加東市上滝野2015

3 指定する理由

加東市上滝野地域内加古川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第913号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和3年8月24日

北播磨県民局長 上 田 賢 一

1 指定する貯水施設の所在地

加東市上滝野山ノ口1469-1

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
上滝野地区農会	加東市上滝野2015

3 指定する理由

加東市上滝野地域内加古川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第914号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和3年8月24日

北播磨県民局長 上 田 賢 一

1 指定する貯水施設の所在地

加東市上滝野馬廻り池144

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
上滝野地区農会	加東市上滝野2015

3 指定する理由

加東市上滝野地域内加古川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第915号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和3年8月24日

北播磨県民局長 上 田 賢 一

1 指定する貯水施設の所在地

加東市上三草高室1133

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
上三草地区	加東市上三草1197

3 指定する理由

加東市上三草地域内加古川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第916号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和3年8月24日

北播磨県民局長 上 田 賢 一

1 指定する貯水施設の所在地

加東市上三草三草山1138

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
上三草地区	加東市上三草1197

3 指定する理由

加東市上三草地域内加古川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第917号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和3年8月24日

北播磨県民局長 上 田 賢 一

1 指定する貯水施設の所在地

加東市上三草三草山1137

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
上三草地区	加東市上三草1197

3 指定する理由

加東市上三草地域内加古川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第918号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和3年8月24日

北播磨県民局長 上 田 賢 一

1 指定する貯水施設の所在地

加東市上三草堂ノ谷543

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
上三草地区	加東市上三草1197

3 指定する理由

加東市上三草地域内加古川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第919号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和3年8月24日

北播磨県民局長 上 田 賢 一

1 指定する貯水施設の所在地

加東市社防ノ前1355—1

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
社部落農会	加東市社577—1

3 指定する理由

加東市社地域内加古川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第920号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和3年8月24日

北播磨県民局長 上 田 賢 一

1 指定する貯水施設の所在地

加東市木梨原南山1134—73

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称	住所
木梨地区	加東市木梨61—1

3 指定する理由

加東市木梨地域内加古川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第921号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和3年8月24日

北播磨県民局長 上田 賢一

1 指定する貯水施設の所在地

加東市木梨南原1161—1

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称	住所
木梨地区	加東市木梨61—1

3 指定する理由

加東市木梨地域内加古川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第922号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和3年8月24日

北播磨県民局長 上田 賢一

1 指定する貯水施設の所在地

加東市下久米北鹿野

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称	住所
下久米地区	加東市下久米1227—601

3 指定する理由

加東市下久米地域内加古川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第923号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和3年8月24日

北播磨県民局長 上田 賢一

1 指定する貯水施設の所在地

加東市下久米西鹿野

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称	住所
下久米地区	加東市下久米1227—601

3 指定する理由

加東市下久米地域内加古川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第924号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和3年8月24日

北播磨県民局長 上田 賢一

1 指定する貯水施設の所在地

加東市上久米北山1763—81

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称	住所
下久米地区	加東市下久米1227—601

3 指定する理由

加東市上久米地域内加古川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第925号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和3年8月24日

北播磨県民局長 上田 賢一

1 指定する貯水施設の所在地

加東市上久米北山1763—178

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称	住所
下久米地区	加東市下久米1227—601

3 指定する理由

加東市上久米地域内加古川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第926号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和3年8月24日

北播磨県民局長 上田 賢一

1 指定する貯水施設の所在地

加東市下久米鹿野343

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称	住所
下久米地区	加東市下久米1227—601

3 指定する理由

加東市下久米地域内加古川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第927号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和3年8月24日

北播磨県民局長 上田 賢一

1 指定する貯水施設の所在地

加東市下久米田中624

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称	住所
下久米地区	加東市下久米1227—601

3 指定する理由

加東市下久米地域内加古川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第928号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和3年8月24日

北播磨県民局長 上田 賢一

1 指定する貯水施設の所在地

加東市下久米田中635

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称	住所
下久米地区	加東市下久米1227—601

3 指定する理由

加東市下久米地域内加古川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第929号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和3年8月24日

北播磨県民局長 上田 賢一

1 指定する貯水施設の所在地

加東市下久米坂谷1222

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称	住所
下久米地区	加東市下久米1227—601

3 指定する理由

加東市下久米地域内加古川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第930号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和3年8月24日

北播磨県民局長 上田 賢一

1 指定する貯水施設の所在地

加東市下久米坂谷1280

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称	住所
下久米地区	加東市下久米1227—601

3 指定する理由

加東市下久米地域内加古川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第931号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和3年8月24日

北播磨県民局長 上田 賢一

1 指定する貯水施設の所在地

加東市下久米大谷1525

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称	住所
下久米地区	加東市下久米1227—601

3 指定する理由

加東市下久米地域内加古川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。

公 告

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和3年8月24日

兵庫県知事 齋藤 元彦

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

加古郡播磨町野添城二丁目46番

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

加古川市加古川町北在家2242番地

株式会社サンコー土地建物 代表取締役 三宅 忠

3 許可年月日及び許可番号

令和3年3月12日

兵庫県指令東播（加土）（建）第1-32号（2播磨）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和3年8月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

加古郡播磨町東野添三丁目162番1、163番1、164番1、164番2、165番1、162番1地先里道

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

加古郡播磨町二子350番地の1

岡田至規

3 許可年月日及び許可番号

令和3年4月12日

兵庫県指令東播（加土）（建）第1-1号（3播磨）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和3年8月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

加西市北条町東高室字京尾552番2、571番1、572番1、573番6、573番7、575番2、575番6、585番1、585番6、571番1地先里道

同 市北条町東高室字大谷586番1、586番2、587番1、587番2、588番から594番まで、595番1、595番2、596番から602番まで、603番1、603番2、604番1、604番2、605番1、605番2、606番1、606番2、607番から612番まで、616番から620番まで、629番、630番、636番、637番、640番から643番まで、644番1、644番4、645番1、645番4、646番1、646番2、647番1、647番2、648番1、648番2、649番1、649番2、650番、651番1、651番2、652番、653番、655番、657番、658番1、658番3、659番1、660番1、661番から663番まで、664番2、666番、667番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

姫路市網干区浜田213番地の2

有限会社大西殖産 代表取締役 大西賢一

3 許可年月日及び許可番号

令和3年6月14日

兵庫県指令北播（加土）（建）第1-21-2号（1加西）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和3年8月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

加西市殿前町字茨田534番1の一部、535番1の一部、536番、537番の一部、539番の一部、540番、541番1の一部、542番1の一部、535番1地先水路

同 市中富町字井口900番3の一部、900番3地先水路

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
神戸市中央区江戸町104番地
ジオプランナーズ株式会社 代表取締役 橋本賢良
- 3 許可年月日及び許可番号
令和3年5月18日
兵庫県指令北播(加土)(建)第1-6号(3加西)

~~~~~

### 沼島東人工礁他リノベーション調査業務公募型プロポーザルの実施

沼島東人工礁他リノベーション調査業務に係る業務を行う者を選定するため、次のとおりプロポーザルを実施する。

令和3年8月24日

兵庫県立農林水産技術総合センター所長 芦田義則

- 1 プロポーザルの概要
  - (1) 名称 沼島東人工礁他リノベーション調査業務公募型プロポーザル
  - (2) 提出書類
    - ア 参加表明書
    - イ 技術提案書
  - (3) 業務期間  
契約日の翌日から令和4年3月31日まで(予定)
- 2 資格要件  
参加表明者は、別途配布する募集要項で定める資格要件を有すること。
- 3 主催者及び事務局並びに募集要項等の配布場所及び期間
  - (1) 主催者及び事務局
    - ア 主催者 兵庫県立農林水産技術総合センター
    - イ 事務局 兵庫県立農林水産技術総合センター水産技術センター(以下「水産技術センター」という。)  
担当: 川村・五利江  
〒674-0093 明石市二見町南二見22-2  
電話 078-941-8601
  - (2) 配布場所  
募集要項等は本県のホームページ及び水産技術センターのホームページにて公表する。
  - (3) 掲載期間  
令和3年8月24日(火)から同年9月2日(木)まで
- 4 手続等
  - (1) 参加表明書の提出場所、提出期間及び方法
    - ア 提出場所 上記3(1)イに同じ。
    - イ 提出期間 令和3年8月25日(水)から同年9月2日(木)まで(土曜日及び日曜日を除く。)  
午前10時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)
    - ウ 提出方法 持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)とし、提出期間内必着とする。
  - (2) 技術提案書の提出場所、提出期間及び方法
    - ア 提出場所 上記3(1)イに同じ。
    - イ 提出期間 令和3年9月13日(月)から同月22日(水)まで(土曜日及び日曜日を除く。)  
午前10時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)
    - ウ 提出方法 持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)とし、提出期間内必着とする。
- 5 その他  
詳細は募集要項による。

## 公安委員会規則

ストーカー行為等の規制等に関する法律に規定する兵庫県公安委員会の事務の兵庫県警察本部長等への委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年8月24日

兵庫県公安委員会  
委員長 大内 ますみ

## 兵庫県公安委員会規則第10号

## ストーカー行為等の規制等に関する法律に規定する兵庫県公安委員会の事務の兵庫県警察本部長等への委任に関する規則の一部を改正する規則

ストーカー行為等の規制等に関する法律に規定する兵庫県公安委員会の事務の兵庫県警察本部長等への委任に関する規則（平成29年兵庫県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条中「並びに」を「、同条第11項の規定による送達に関する事務並びに」に改める。

附 則

この規則は、令和3年8月26日から施行する。

## 公安委員会告示

## 兵庫県公安委員会告示第241号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第1号イの規定による兵庫県公安委員会が技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「技能検定員審査」という。）について、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条の規定により、次のとおり公示する。

令和3年8月24日

兵庫県公安委員会  
委員長 大内 ますみ

## 1 技能検定員審査の種類

技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）、技能検定員審査（準中型）、技能検定員審査（普通）、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）、技能検定員審査（牽引）、技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）及び技能検定員審査（普通二種）

## 2 技能検定員審査の期日

令和3年10月2日（土）から同月8日（金）まで

## 3 技能検定員審査の場所

明石市荷山町1649番地の2 兵庫県警察本部交通部運転免許試験場

## 4 技能検定員審査の申請手続

## (1) 提出書類

## ア 審査申請書1通

審査申請書は、令和3年8月24日（火）から同月26日（木）までの午前9時から午後5時まで（最終日の配布は午後4時30分までとする。）の間に兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において配布する。

なお、郵送による受取を希望する場合は、受取人の住所、氏名及び郵便番号を明記した返信用封筒に84円相当額の郵便切手を貼り付けたものを同封して、郵送により、請求すること。

イ 技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）、技能検定員審査（準中型）、技能検定員審査（普通）、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）又は技能検定員審査（牽引）を受けようとする者は、当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証の写し

ウ 技能検定員審査（大型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び技能検定員資格者証（大型）の写し

エ 技能検定員審査（中型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び技能検定員資格者証（中型）の写し

オ 技能検定員審査（普通二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び技能検定員資格者証（普通）の写し

カ 規則第17条の規定により、審査細目についての審査の一部を免除される者は、免除に該当する者であることを証する書類等の写し

## (2) 提出期間

令和3年8月24日（火）から同月26日（木）までの午前9時から午後5時まで

(3) 提出先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

(4) 提出方法

原則として、本人が持参するものとする。ただし、郵送する場合は、書留郵便で送付することとし、令和3年8月26日（木）までの消印のあるもの限り受け付ける。

(5) 審査手数料

ア 技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）又は技能検定員審査（準中型）を受けようとする者にあつては23,400円、技能検定員審査（普通）を受けようとする者にあつては19,500円、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）又は技能検定員審査（牽引）を受けようとする者にあつては14,700円、技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）又は技能検定員審査（普通二種）を受けようとする者にあつては21,500円相当額の兵庫県収入証紙を審査申請書に貼り付けること。ただし、審査細目についての審査の一部を免除される者は、警察手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第38号）別表7の部備考2から4までの規定による額とする。

イ 審査手数料は、提出書類の受付後は返却しない。

5 携行品

運転免許証及び筆記用具

6 合格者の発表

令和3年11月11日（木）午後1時30分から、兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において、合格者の申請時の受理番号を掲示する。

なお、合格者には、技能検定員審査合格証明書を交付するものとし、法第99条の2第4項第2号イからホまでのいずれかに該当する者については、技能検定員資格者証を交付しない。

7 技能検定員審査についての問合せ先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

電話 (078) 912-1628 内線 433、434

~~~~~

兵庫県公安委員会告示第242号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の3第4項第1号イの規定による兵庫県公安委員会が自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「教習指導員審査」という。）について、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第2項において準用する規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

令和3年8月24日

兵庫県公安委員会

委員長 大内 ますみ

1 教習指導員審査の種類

教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）、教習指導員審査（準中型）、教習指導員審査（普通）、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）、教習指導員審査（牽引）、教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）及び教習指導員審査（普通二種）

2 教習指導員審査の期日

令和3年10月2日（土）から同月8日（金）まで

3 教習指導員審査の場所

明石市荷山町1649番地の2 兵庫県警察本部交通部運転免許試験場

4 教習指導員審査の申請手続

(1) 提出書類

ア 審査申請書1通

審査申請書は、令和3年8月24日（火）から同月26日（木）までの午前9時から午後5時まで（最終日の配布は午後4時30分までとする。）の間に兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において配布する。

なお、郵送による受取を希望する場合は、受取人の住所、氏名及び郵便番号を明記した返信用封筒に84円相当額の郵便切手を貼り付けたものを同封して、郵送により、請求すること。

イ 教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）、教習指導員審査（準中型）、教習指導員審査（普通）、

教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）又は教習指導員審査（牽引）を受けようとする者は、当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証の写し

ウ 教習指導員審査（大型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び教習指導員資格者証（大型）の写し

エ 教習指導員審査（中型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び教習指導員資格者証（中型）の写し

オ 教習指導員審査（普通二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び教習指導員資格者証（普通）の写し

カ 規則第17条の規定により、審査細目についての審査の一部を免除される者は、免除に該当する者であることを証する書類等の写し

(2) 提出期間

令和3年8月24日（火）から同月26日（木）までの午前9時から午後5時まで

(3) 提出先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

(4) 提出方法

原則として、本人が持参するものとする。ただし、郵送する場合は、書留郵便で送付することとし、令和3年8月26日（木）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(5) 審査手数料

ア 教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）又は教習指導員審査（準中型）を受けようとする者にあつては14,550円、教習指導員審査（普通）を受けようとする者にあつては11,850円、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）又は教習指導員審査（牽引）を受けようとする者にあつては9,650円、教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）又は教習指導員審査（普通二種）を受けようとする者にあつては12,450円相当額の兵庫県収入証紙を審査申請書に貼り付けること。ただし、審査細目についての審査の一部を免除される者は、警察手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第38号）別表7の部備考5から7までの規定による額とする。

イ 審査手数料は、提出書類の受付後は返却しない。

5 携行品

運転免許証及び筆記用具

6 合格者の発表

令和3年11月11日（木）午後1時30分から、兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において、合格者の申請時の受理番号を掲示する。

なお、合格者には、教習指導員審査合格証明書を交付するものとし、法第99条の3第4項第2号イからハまでのいずれかに該当する者については、教習指導員資格者証を交付しない。

7 教習指導員審査についての問合せ先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

電話（078）912-1628 内線433、434

正 誤

○令和3年3月31日付け（兵庫県公報第5号外）

兵庫県規則第10号（行政手続における押印の廃止のための関係規則の整備に関する規則）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
48	下から8	第19条	第12条

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
51	上から9	注3	注2

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
78	下から18	氏名	氏名
78	下から16	氏名	氏名
78	下から15	電話	電話
78	下から14	電子メール	電子メール

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
115		下記(表1)	下記(表2)

(表1)

受診者	フリガナ											生年月日
	氏名											年 月 日
	住所	〒							電	() -		
								電子メー				
	個人番号											
	被保険者証の記号及び番号							保険者名				
	高額治療継続者	該当・非該当										
保護者	フリガナ											受診者との続柄
	氏名											
	住所	〒							電 話	() -		
								電子メール				
	個人番号											

(表2)

受 診 者	フリガナ											生年月日		
	氏名											年 月 日		
	住所	〒										電 話 () ー		
												電子メール		
	個人番号													
	被保険者証の記号及び番号											保険者名		
	高額治療継続者	該当 ・ 非該当												
保 護 者	フリガナ											受診者との続柄		
	氏名													
	住所	〒										電 話 () ー		
												電子メール		
個人番号														

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
135	上から7	法人にあつては名称及び代表者の	法人にあつては、名称及び代表者の
135	上から12	法人にあつては名称及び代表者の	法人にあつては、名称及び代表者の

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
169	下から4	氏名.....印	氏名.....印 電話(.....).....番

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
183	下から7	係員氏名	係員印

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
207	下から18	下記(別1)	下記(別2)

(別1)

様式第1号及び様式第2号中

「氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

.....印

電話() — 番」
を

「氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話() —

電子メール

に、

「電話() — 番」

を

「電話() —

電子メール

に、「はり紙・はり札」を「貼り紙・貼り札」に改める。

(別2)

様式第1号及び様式第2号中

「氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話() — 番」

を

「氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話() —

電子メール

に、

「電話() — 番」

を

「電話() —

電子メール

に、「はり紙・はり札」を「貼り紙・貼り札」に改め、

「氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話() — 番」

を

「氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話() —

電子メール

に改める。

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
211	上から2	下記(別3)	下記(別4)

(別3)

様式第1号中

「氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話() — 番」

を
「氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)」
電話() —
電子メール」
に、「はり紙」を「貼り紙」に、「はり札」を「貼り札」に、
「電話() — 番」
を
「電話() —
電子メール」
に改める。

(別4)
様式第1号中
「氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)」

印
電話() — 番」
を
「氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)」
電話() —
電子メール」
に、「はり紙」を「貼り紙」に、「はり札」を「貼り札」に、
「電話() — 番」
を
「電話() —
電子メール」
に改め、

「氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)」
電話() — 番」

を
「氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)」
電話() —
電子メール」
に改める。

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
211	下から18	下記(別5)	下記(別6)

(別5)
様式第4号中
「氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)」

印
電話() — 番」

を
「氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）」

電話（ ） -----
電子メール -----」

に、
「電話（ ） ----- 番」
を
「電話（ ） -----
電子メール -----」
に改める。

(別6)
様式第4号中
「氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）」
----- 印
電話（ ） ----- 番」

を
「氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）」

電話（ ） -----
電子メール -----」
に、
「電話（ ） ----- 番」
を
「電話（ ） -----
電子メール -----」
に改め、

「氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）」

電話（ ） ----- 番」

を
「氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）」

電話（ ） -----
電子メール -----」
に改める。

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
211	下から3	下記(別7)	下記(別8)

(別7)
様式第5号中
「氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）」
----- 印
電話（ ） ----- 番」

を

「氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）」

電話（ ） —

電子メール「 」

に、「はり紙 はり札」を「貼り紙 貼り札」に改める。

(別8)

様式第5号中

「氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）」

印

電話（ ） — 番」

を

「氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）」

電話（ ） —

電子メール「 」

に、「はり紙 はり札」を「貼り紙 貼り札」に改め、

「氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）」

電話（ ） — 番」

を

「氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）」

電話（ ） —

電子メール「 」

に改める。

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
214	下から13	下記 (別9)	下記 (別10)

(別9)

様式第1号中

「届出者 住 所（法人にあつては、その所在地）」

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者名）」

印

電 話（ ） — 番」

を

「届出者 住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）」

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）」

電 話（ ） —

電子メール「 」

に、

「

電話（ ） — 番	電話（ ） — 番	電話（ ） — 番
-----------	-----------	-----------

」

を

「

電話（ ） — 電子メール	電話（ ） — 電子メール	電話（ ） — 電子メール
------------------	------------------	------------------

」

に改める。

(別10)

様式第1号中

「届出者 住 所 (法人にあつては、その所在地)

.....
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者名)

..... 印

.....
電 話 () — 番」

を

「届出者 住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

.....
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

.....
電 話 () —
電子メール.....」

に、

「

電話（ ） — 番	電話（ ） — 番	電話（ ） — 番
-----------	-----------	-----------

」

を

「

電話（ ） — 電子メール	電話（ ） — 電子メール	電話（ ） — 電子メール
------------------	------------------	------------------

」

に改め、

「届出者 住 所 (法人にあつては、その所在地)

.....
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者名)

.....
電 話 () — 番」

を

「届出者 住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

.....

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話() —
電子メール

に改める。

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
215	上から13	下記(別11)	下記(別12)

(別11)

様式第2号中

「届出者住所(法人にあつては、その所在地)

氏名(法人にあつては、名称及び代表者名)

印
電話() — 番

を

「届出者住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話() —
電子メール

に、「こう配」を「勾配」に、「車いす使用者用特殊構造昇降機」を「車椅子使用者用特殊構造昇降機」に、「車いすの」を「車椅子の」に、「溝ぶた」を「溝蓋」に、

「

電話() — 番	電話() — 番	電話() — 番
-----------	-----------	-----------

」

を

「

電話() — 電子メール	電話() — 電子メール	電話() — 電子メール
------------------	------------------	------------------

」

に改める。

(別12)

様式第2号中

「届出者住所(法人にあつては、その所在地)

氏名(法人にあつては、名称及び代表者名)

印
電話() — 番

を

「届出者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話（ ） —

電子メール

に、「こう配」を「勾配」に、「車いす使用者用特殊構造昇降機」を「車椅子使用者用特殊構造昇降機」に、「車いすの」を「車椅子の」に、「溝ぶた」を「溝蓋」に、

「

電話（ ） — 番	電話（ ） — 番	電話（ ） — 番
-----------	-----------	-----------

」

を

「

電話（ ） — 電子メール	電話（ ） — 電子メール	電話（ ） — 電子メール
------------------	------------------	------------------

」

に改め、

「届出者 住所（法人にあつては、その所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者名）

電話（ ） — 番」

を

「届出者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話（ ） —

電子メール

に改める。

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
218	下から4	下記(別13)	下記(別14)

(別13)

様式第11号中

「届出者 住所（法人にあつては、その所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者名）

印

電話（ ） — 番」

を

「届出者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話（ ） —

電子メール

に、
「

電話（ ） — 番	電話（ ） — 番	電話（ ） — 番
-----------	-----------	-----------

」

を
「

電話（ ） — 電子メール	電話（ ） — 電子メール	電話（ ） — 電子メール
------------------	------------------	------------------

」

に改める。

（別14）

様式第11号中

「届出者 住所（法人にあつては、その所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者名）



電話（ ） — 番」

を

「届出者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話（ ） —

電子メール

に、
「

電話（ ） — 番	電話（ ） — 番	電話（ ） — 番
-----------	-----------	-----------

」

を
「

電話（ ） — 電子メール	電話（ ） — 電子メール	電話（ ） — 電子メール
------------------	------------------	------------------

」

に改め、

「届出者 住所（法人にあつては、その所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者名）

電話（ ） ----- 番」

を

「届出者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話（ ） -----

電子メール -----」

に改める。